

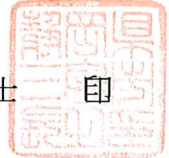
様式第2号 (第4条関係)

公文書開示決定通知書

三計三第34号  
令和4年6月21日

三島市芝本町6-2  
特定非営利活動法人グラウンドワーク三島  
理事長 小松 幸子 様

三島市長 豊岡 武士 印



令和4年6月9日付けで請求のあった公文書の開示については、三島市情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、同項の規定により通知します。

公文書の名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・市街地再開発組合の設立について (認可)</li><li>・三島駅南口東街区 A 地区第一種市街地再開発事業の組合設立認可について (要請)</li><li>・別紙 (要請事項)</li><li>・別添資料 (三島駅南口東街区市街地再開発事業に伴う地下水・環境保全・組合認可に関する要望書)</li></ul>
開示の日時	令和4年6月22日 午前10時00分
開示の場所	三島市役所本館1階 情報公開コーナー
備考	請求のあった「市街地再開発組合の設立について (認可)」及び「三島駅南口東街区 A 地区第一種市街地再開発事業の組合設立認可について (要請)」のうち、設立発起人の住所及び氏名については、三島市情報公開条例第8条第1号に規定する個人情報に該当するため、当該部分は不開示とします。

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を担当職員に提示してください。  
2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ三島市計画まちづくり部 三島駅周辺整備推進課 (電話番号055-983-2633) へ連絡してください。

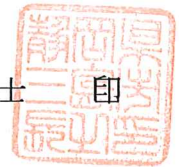
様式第3号 (第4条関係)

公文書開示請求拒否決定通知書

三 計 三 第 3 5 号  
令 和 4 年 6 月 2 1 日

三島市芝本町6-2  
特定非営利活動法人グラウンドワーク三島  
理事長 小松 幸子 様

三島市長 豊岡 武士 印



令和4年6月9日付けの公文書の開示請求については、三島市情報公開条例第12条第2項の規定により次のとおり請求拒否の決定をしたので、同項の規定により通知します。

公文書の名称	・市街地再開発組合の設立について (認可) ・三島駅南口東街区 A 地区第一種市街地再開発事業の組合設立認可について (要請)
請求拒否の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 不開示 <input type="checkbox"/> 存否を明らかにしないもの <input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> その他
請求拒否の理由	請求のあった「市街地再開発組合の設立について (認可)」及び「三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業の組合設立認可について (要請)」のうち、設立発起人の住所及び氏名については、三島市情報公開条例第8条第1号に規定する個人情報に該当するため。
開示しない部分	設立発起人の住所及び氏名
備考	

(注)

- この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に、三島市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、三島市を被告として(訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。)、処分の取消しを求める訴えを提起することができます(この処分を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。